

■ 桑名市議会議員政治倫理条例(平成23年6月28日 条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、議会の議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為として市民の疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(宣誓書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、自らの行為により議会の名誉及び品位を損ない、市民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- (2) 議員は、市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者に有利になるような取り扱いをしないこと。
- (3) 議員は、政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付を受けないこと。
- (4) 議員は、市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 議員は、市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。

(審査の請求)

第6条 市民及び議員は、前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを疑うにたる事実を証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署又は議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議長に審査の請求をすることができる。

2 審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない

い。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、桑名市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員9人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失うものとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 8 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象とされた議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求又は、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、対象議員に弁明の機会を付与しなければならない。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、前条の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。

(審査結果の公表)

第11条 議長は、審査会より審査結果の報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

(議会の措置)

第12条 議会は、第10条の報告を尊重し、対象議員が政治倫理基準に違反していると認められる場合には、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者に対する第3条の規定の適用については同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第6条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。